

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

協同組合 丸和林材

1. 目的

この実施要領は、「協同組合丸和林材」（以下「組合」という）が平成24年8月30日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものです。

2. 認定の対象

(1) 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする組合員事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければなりません。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければなりません。

(2) 認定は組合員を対象とし、組合員でないものの認定については必要があれば別途定めます。

3. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする組合員事業者は、【様式-1及び様式-1-①】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を組合に提出します。

4. 審査及びその結果の通知

(1) 組合は、認定のため理事長が開催する理事会で審査し、認定の可否を決定します。

(2) 理事会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、「5. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定します。必要がある場合は現地審査を実施します。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとします。

(3) 組合は、認定に係る審査の結果を申請者に通知します。

5. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければなりません。

(1) 分別管理

① 「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」であることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有し、確保されていること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」であることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(2) 帳票管理

③ 「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(3) 責任者の選任

⑤ 認定を行う事業場毎に本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(4) GHG 関連情報の管理等

⑥ 国内木質バイオマスのGHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

6. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

(1) 組合は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【様式-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（(2)において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、組合認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日等必要事項を丸和林業グループのホームページ等に公表します。

(2) 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とします。

7. 証明事項の記載

(1) 認定事業者は、「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の出荷に当たって、納品書等に組合認定番号及び「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の別を記載し、出荷先へ引き渡すものとします。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載します。

(2) なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【様式-3】を参考に、必ず「団体認定番号」を記載してください。

8. 取扱実績報告及び公表

(1) 認定事業者は、【様式-4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、組合へ報告します。

(2) 組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表します。

(3) 公表は6.(1)と同様の方法によります。

9. 立入検査

組合は、必要に応じて認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとします。認定事業者は、組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当組合の調査に協力しなければなりません。

組合は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導します。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとします。

10. 認定事業者の取消し

(1) 組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとします。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を 6. (1)と同様の方法により公表するものとします。

- ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
- ③ 団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

(2) 組合は、認定を取り消したときは、【様式-5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付します。

11. 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する 1ヶ月前までに、【様式 1-A 及び様式 1-A-①、様式 1-A-②】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を組合に提出しなければなりません。

附則；本実施要領は、平成 24 年 8 月 30 日から施行します。

令和 7 年 4 月 1 日改訂 （ライフサイクルGHG等に係る改正）

以上